

いじめ防止基本方針

結城市立山川小学校

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) 目的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(3) いじめ防止の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

2 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

- (1) 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、児童生徒支援教員、養護教諭、担任で構成する。
- (2) 本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- (3) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

3 基本的な取組

(1) 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような、考え議論する道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ③ 「道徳教育ヒント集」等、自作教材の活用
- ④ 全学年で「思いやりの花」活動の実施
- ⑤ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ⑥ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成と改善
- ⑦ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- ⑧ 無言清掃（黙働）、ボランティア活動の推進

- ⑨ 児童が主役で進める学校行事の展開
- ⑩ 縦割班を活用した、清掃活動、花植え活動、児童集会
- ⑪ コロナ差別を未然防止するための指導の充実（掲示物、学級活動など）

(2) 未然防止のための措置

【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- ② 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくり出す。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。

【未然防止のために】

- ア 質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見つける。
- イ 課題をどう変えたいという目標（１年後・半年後・学期の修了時）を設定する。
- ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。
- エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。
- オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。
- カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。

未然防止は、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合、危機感を实感しにくい。また、起きていない事象への取組の場合、成果を実感しにくい。そのため、管理職による教職員への意識啓発が求められる。

(3) 早期発見のための措置

- ① 定期的な生活アンケート調査（月１回実施、各学級）
- ② いじめ未然防止チェックリストの活用（月１回実施、各学級 → 全職員で情報の共有化を図る）
- ③ いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期１回）
- ④ 通学班の班長会を通して、通学班でのトラブルの未然防止、早期発見（月１回実施）

(4) 相談体制の整備

- ① 定期相談〔個別面談（７月）、教育相談（６月、１１月、２月）

- ア 日頃から担任や授業担当者が、児童と気軽に話せる関係を構築する。
- イ 定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。
- ウ いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば児童の訴えを傾聴する。
- エ 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。
- オ 必要に応じて、別室で個別に話を聞く時間を設ける。

- ② チャンス相談（適宜）

(5) 関係機関との連携

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員	青少年育成結城市民会議山川支部
市要保護児童対策地域協議会	筑西児童相談所	結城警察署生活安全課	

(6) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① いじめ関係の児童指導リーフによる研修
- ② 定期的な個別児童の情報交換会の実施

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 情報モラルに関する研修会（児童向け、保護者向け）
- ② 法務局又は地方法務局への協力要請（発信者情報等）

4 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

5 重大事態への対処

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。・ いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。 |
|---|

- (1) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (4) 市教育委員会へ報告する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携
 - ・ いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (6) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (7) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

6 相談窓口の周知

児童等がいじめの問題について相談できる「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の相談窓口の周知に努め、いじめを受けている児童やその保護者のみでなく、周りの友達や大人からも広く情報を収集し、いじめの早期発見、早期解消を図る。

7 いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止等基本方針は適宜見直し、改訂していく。

令和4年3月